

うに候べく候。  
どうじりかたへのかき出しつかへ候べく候。りちぎなる事申候間、どうじりに銀子一まいとらせ申候間、いよ／＼もちにねんのいれ申候やうに申つけ候べく候し。

以上利長卿親筆也。

當地其方屋敷町役令免許者也。  
元和元年八月晦日 印

片町どじりや太郎左衛門

右利常卿御印書也。

以上

態々令啓上候。仍南町もち屋之どう尻、御城へ切々御菓子舉申に付而、町やく之儀御理申上候處に、羽州様迄申上、御免被成候様にと被仰出候。則御書斯者に相渡申候。御覽被成以來之儀、御用捨御尤に奉存候。猶致參上候砌、諸事可得御意候。恐惶謹言。

五月廿九日

丹羽 權平 判

三田村作内 判

篠原出羽守様 人々御中

以上  
御狀之通令拜見候。仍南町に有之もち屋どう尻、町役壹間被成御免之由、則町中へ可申付候。猶以面可申達候。恐々謹言。

五月廿九日 篠 出羽一孝 判

丹羽 權平 殿

三田村作内殿 御報

以上

どじりや太郎左衛門役儀事被成御免之間、其意得可被成候。則御印懸御目申候。恐惶謹言。

八月晦日 山田 大學 判

小□□様 人々御中

以上

どじり太郎左衛門、町役之儀御赦免被成旨、得其意存候。則御印之物頂戴仕候。猶以面可申上候。

九月朔日 判

山 大學 様 小□□

御報

以上之書簡共皆堂後屋所藏也。

片町堂後屋三郎右衛門

三郎右衛門先祖に御先代より町役御免之御印物被下置、今以所持罷在候處、中頃より町役相勤候得共、近年難儀之躰に相聞、古き家柄格別之者に付、向後町役之儀、御印物之通可相心得者也。

文化十四年四月

片町堂後屋三郎右衛門

銀五枚

右三郎右衛門儀、御先代様數通之御印物茂拜領いたし罷在候家柄之者に付、爲合力毎歲如此遣之候。右之通可被申渡候事。

巳十二月

右は弘化二年也。

○堂後屋餅店傳話

舊傳に云ふ。堂後屋の餅店を初めしは、片町いまだ片側のみには掛作りして、河原の中嶋を漸く町地になしたる頃のことなれば、路傍の掛作りせし茶屋の如く、金澤市中の餅・團子店の濫觴なりといひ傳へたりと。井上三鈴の傳話に曰く、

片町の古老共の傳聞に、堂後屋そのかみ餅・團子を商賣せし頃は、名高き團子店にて世人賞翫しけるが、中にも此の店の團子をばおたま團子と呼びて、堂後屋の名物とはなしけり。其の頃堂後屋の向うに茶屋の新七とて茶店あり。故に其の頃の童謡に、おたま團子喰て新七茶のめそばの願念寺にて後生願へ。と謡ひしと也。願念寺は今野町にある願念寺にて、そのさき堂後屋の近邊にありしとぞ。然るを中頃より團子・餅の商業を止めて、茶商賣に轉業したりといひ傳へたりと。按ずるに、元祿の頃俳師芭蕉翁金澤來寓の頃、堂後屋の當主芭蕉師を招請せしに、蕉翁の發句に、  
山吹や宇治のほいろの匂ふ時

右の句に據れば、元祿の頃既に餅・團子の商業を止めて、茗茶を商ひたるにや。

○茶屋新七傳

新七は堂後屋の向家に居住し、俳名を一笑といふ。元祿の頃片町の茶店にて茗茶を商業とし、俳諧を好み、早く芭蕉の門人と成り、風雅の一畸人にて、北枝など、其の名を等しうす。俳林小傳にも、一笑は加賀人。芭蕉の門人。稱茶屋